主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人八田三郎の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。論旨第二点 は憲法違反を主張するけれども、その実質は、単なる訴訟法違反の主張に帰するし、 またその主張も弁護人独自の見解であつて、刑訴二九三条に対する正解のものとは いえない。

また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二七年一二月一二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	谷	村	唯一	郎